

○学校法人筑紫女学園特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成27年11月11日

規則第6号

最近改正 平成30年5月18日

学校法人筑紫女学園（以下「本学園」という。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の重要性を認識し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき特定個人情報等を適切に取り扱うため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 本学園は、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）並びに関連法令その他この基本方針及び関連諸規則を遵守する。
- 2 本学園は、あらかじめ定める範囲に限り、特定個人情報等を取扱う。
- 3 本学園は、特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じる。
- 4 本学園は、特定個人情報等を取り扱う教職員及び委託先（再委託先等を含む。）に対して、必要かつ適切な監督を行う。
- 5 特定個人情報等の取扱いに関する相談・苦情等の窓口は、法人本部総務部長とする。
- 6 特定個人情報等の取扱いに関する具体的事項は、別に定める。
- 7 この基本方針の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この基本方針は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成30年6月1日から施行する。